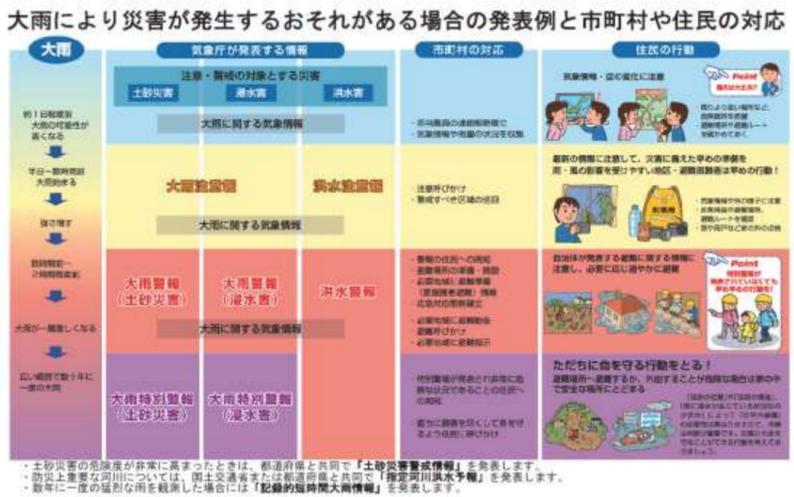


仙台市地域防災計画（風水害等災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>風水害等災害対策編 P1-3 第1部 第1章 第1節 風水害等による被災を防ぐ</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】 大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p>  <p>※『気象庁ガイドブック 2014』より引用</p> <p>2. ～3. 略</p> <p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は土砂災害警戒情報に注意します。 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認ができます。</p> <p>(2) 略</p> <p>5. 竜巻などの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 竜巻注意情報が発表されたら、次のような空の変化（発達した積乱雲が近づく兆し）に注意します。 ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする ウ ひやっとした冷たい風が吹き出す エ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す また、気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像で、竜巻の発生する可能性の高い領域や発達した雨雲の接近を確認します。</p>	<p>1. 気象等の防災情報に注意する【市民・企業・地域団体等】 大雨・洪水等に関する警報・注意報、土砂災害警戒情報などの気象等の防災情報に注意します。</p>  <p>※『気象庁ガイドブック 2018』より引用</p> <p>2. ～3. 略</p> <p>4. 土砂災害から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 大雨の時は大雨警報や土砂災害警戒情報に注意します。 <u>大雨警報は、大雨による土砂災害発生のおそれがあるときに、仙台管区気象台が発表します。また、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する防災情報で、テレビやラジオでも放送されるほか、宮城県や仙台管区気象台のホームページでも確認ができます。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>5. 竜巻などの激しい突風から身を守る【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 竜巻注意情報が発表されたら、次のような空の変化（発達した積乱雲が近づく兆し）に注意します。 ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする ウ ひやっとした冷たい風が吹き出す エ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す また、気象庁ホームページの竜巻発生確度ナウキャストや<u>雷ナウキャスト</u>、気象レーダー画像で、竜巻の発生する可能性の高い領域や発達した雨雲の接近を確認します。</p>	<p>時点更新</p> <p>表現の修正</p> <p>記述の追加</p>

市民や企業、地域団体等は、災害発生時や災害の危険が迫ったときに市や防災関係機関が伝える以下の情報を速やかに入手するよう努めます。発災時に迅速かつ適切に行動するために、平時からこれらの情報の入手方法や内容を理解しておくことが大切です。

【参考】市の取り組み

1. 災害情報等の広報内容

市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。

時 期	内 容
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）
復興期	①罹災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）

2. 災害情報等の広報の方法

市は災害発生時には、迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用します。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生時の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得るよう努めます。

(1) 略

市民や企業、地域団体等は、災害発生時や災害の危険が迫ったときに市や防災関係機関が伝える以下の情報を速やかに入手するよう努めます。発災時に迅速かつ適切に行動するために、平時からこれらの情報の入手方法や内容を理解しておくことが大切です。

【参考】市の取り組み

1. 災害情報等の広報内容

市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。

時 期	内 容
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、 <u>危険度分布</u> 、竜巻注意情報、特別警報等） ②河川水位情報 ③指定河川洪水予報 ④土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）
復興期	①罹災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）

2. 災害情報等の広報の方法

市は災害発生時には、迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等への伝達方法は主に以下の手段を活用します。市民や企業、地域団体等は、災害が発生した際や災害発生時の危険が高まったことを感じた場合、以下の情報に注目し、確実に情報を得るよう努めます。

(1) 略

記述の追加

(2) 通信メディアによる広報  
市では、市ホームページや電子メール、SNS（ツイッター）等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行います。

(3)～(4) 略

(2) 通信メディアによる広報  
市では、市ホームページや電子メール、SNS（ツイッター）等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を充実させるとともに、国内外へ情報発信を行います。

なお、災害時には、インターネット上に根拠のない不確実な情報いわゆるデマが投稿されることがあります。公共機関の情報を確認するなど、こうした情報に惑わされないよう注意してください。

(3)～(4) 略

記述の追加

風水害等  
災害対策  
編  
P7-8  
第1部  
第1章  
第3節  
適切な避難行動を行う

1. 避難勧告等の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】  
災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。  
(中略)

【参考】市の避難勧告等の基準

		避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
土砂災害	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) ・前兆現象を確認した場合 (※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合その他氾濫の発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合
	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		

1. 避難勧告等の発令基準と対象地域【市民・企業・地域団体等】  
災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。  
(中略)

【参考】市の避難勧告等の基準

		避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
土砂	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生の危険度がさらに高まることが予測された場合 (※1) ・前兆現象を確認した場合 (※2)	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき
	対象地域	土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域
洪水	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合その他氾濫の発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合
	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。		

表現の修正

		大雨	発令基準	・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	-	-	避難勧告等の発令基準の追加(防災重点ため池)	
			対象地域	・土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域(水防法第14条)	-	-		
		その他の災害	発令基準	<p>予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p> <p>次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <p>→大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 →地下空間の浸水又は高潮による浸水 →有毒物の流出又は危険物の爆発 →大規模延焼火災 →その他自然災害又は大規模な事故災害等</p>	<p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p>	○避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。		
			対象地域	当該地域	当該地域	当該地域		
			防災重点ため池(※)の決壊	発令基準	<p>・水位が設計洪水水位(※)に達した場合</p> <p>・水位が設計洪水水位(※)を超え、なお上昇のおそれがある場合</p> <p>・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合(水位計が設置されていない場合の暫定基準)</p>	<p>・堤体(土手)決壊のおそれがある場合</p> <p>・氾濫の発生が確認された場合</p>		
			大雨	発令基準	<p>・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合</p>	-	-	
				対象地域	<p>・土砂災害危険箇所等に関する町丁目単位の地域</p> <p>・洪水浸水想定区域(水防法第14条)</p>	-	-	

	<p>※避難準備・高齢者等避難開始： 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（緊急）： 被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※具体的な基準については、別途定める。</p>		<p>その他</p>	<p>発令基準</p>	<p>・ダム管理者より、<u>異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合</u></p> <p>・予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</p>	<p>・ダム管理者より、<u>異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合</u></p> <p>・次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <p>①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等</p>	<p>・ダム管理者より、<u>異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合</u></p> <p>・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき</p> <p>・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</p>	<p>避難勧告等の発令基準の追加（ダムの異常洪水時防災操作等）</p> <p>表現の修正</p>
<p>風水害等 災害対策 編 P48</p>	<p>2. 避難勧告等の実施〔災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部〕</p> <p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準 災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p>		<p>2. 避難勧告等の実施〔災対本部事務局、都市整備部、消防部、区本部〕</p>	<p>(1) 避難勧告等の区分及び発令基準 災害対策基本法第60条に基づく避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。</p>	<p>※避難準備・高齢者等避難開始： 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（緊急）： 被害の発生する危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※防災重点ため池： <u>下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。</u> (資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。</p>	<p>※防災重点ため池： <u>下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。</u> (資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。 ※具体的な基準については、別途定める。</p>	<p>防災重点ため池の追加</p>	

<b>第1部</b> <b>第2章</b> <b>第4節</b> <b>避難計画</b>	土砂災害	避難準備 ・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	土砂	避難準備 ・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）	表現の修正			
		発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合	・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）		避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	発令基準	宮城県土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生危険度が高まること予測された場合		・宮城県土砂災害警戒情報システムの5キロメッシュ内において土砂災害発生危険度がさらに高まること予測された場合（※1） ・前兆現象を確認した場合（※2）	避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき	
		対象地域	土砂災害危険箇所等に係る町丁目単位の地域	※1 土砂災害危険箇所等に係る町丁目単位の地域 ※2 当該地域		当該地域	対象地域	土砂災害危険箇所等に係る町丁目単位の地域		※1 土砂災害危険箇所等に係る町丁目単位の地域 ※2 当該地域	当該地域	
		発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合	・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合		・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合その他氾濫の発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合	発令基準	・基準観測所における水位が、避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合		・基準観測所における水位が、氾濫危険水位に達し、なお上昇のおそれがある場合 ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合 ・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合	・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合その他氾濫の発生が確認された場合 ・氾濫が発生するおそれが高まった場合 ・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合	
	対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。			対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、洪水浸水想定区域（水防法第14条）を基本とする。						
	大雨	発令基準	・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	-	-	防災重点ため池（※）の決壊	発令基準	・水位が設計洪水水位（※）に達した場合		・水位が設計洪水水位（※）を超え、なお上昇のおそれがある場合 ・ため池の近郊において、洪水調整機能の限界を超えることが予想される降雨が発生した場合（水位計が設置されていない場合の暫定基準）	・堤体（土手）決壊のおそれがある場合 ・氾濫の発生が確認された場合	避難勧告等の発令基準の追加（防災重点ため池の決壊）
		対象地域	・土砂災害危険箇所等に係る町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域（水防法第14条）	-	-		対象地域	○避難勧告等の発令範囲は、ハザードマップで示された浸水範囲を基本とする。				

その他 の 災 害	発令基準	予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき	次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき										
	地域対象	当該地域	当該地域	当該地域										
	発令基準				大雨	基準 発令	・台風等により本市内に甚大な被害が発生するおそれがある場合	-	-					
	対象地域				大雨	対象地域	・土砂災害危険箇所等に関係する町丁目単位の地域 ・洪水浸水想定区域（水防法第14条）	-	-					
	発令基準				その他	発令基準	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う可能性に関する通知を受けた場合 ・予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、気象情報等を総合的に勘案し、災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき ①大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等警報 ②地下空間の浸水又は高潮による浸水 ③有毒物の流出又は危険物の爆発 ④大規模延焼火災 ⑤その他自然災害又は大規模な事故災害等	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作等を行う事前通知を受けた場合 ・次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	・ダム管理者より、異常洪水時防災操作開始等の通知を受けた場合 ・避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ・その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき					
	対象地域				その他	対象地域	当該地域	当該地域	当該地域					
<p>※避難準備・高齢者等避難開始： 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（緊急）： 被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※具体的な基準については、別途定める。</p>					<p>※避難準備・高齢者等避難開始： 避難勧告又は指示（緊急）に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の受け入れ準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示（緊急）： 被害の発生の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※防災重点ため池： 下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池。市内における防災重点ため池の指定の状況については、第2章第34節農林水産業対策計画を参照。 (資料〇-〇「防災重点ため池ハザードマップ」参照)</p> <p>※設計洪水位：各ため池の洪水調整機能の限界を超えることとなる水位。</p> <p>※具体的な基準については、別途定める。</p>					<p>避難勧告等の発令基準の追加(ダムの異常洪水時防災操作等の通知)</p> <p>表現の修正</p> <p>防災重点ため池の追加</p>				

1. 災害情報の収集・伝達

災害の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、風水害等が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

(1) 略

(2) 災対本部が行う情報収集

ア～イ 略

ウ 各種システムによる情報収集

<各種システムを通じて得られる情報>

種 類	内 容
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)  [市内LAN端末] ・市内LAN端末設置各課 公所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示</li> </ul> <p>※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメダス情報</li> <li>○ レーダーアメダス合成図</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ ひまわり衛星画像</li> <li>○ 気象等注意報・警報</li> <li>○ 実況天気図</li> <li>○ 予想天気図</li> <li>○ 短期・週間予報</li> <li>○ 気象レーダー情報</li> <li>○ 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</li> <li>○ 落雷情報</li> </ul>

1. 災害情報の収集・伝達

災害の初動期は、人命の救助と火災への対応、自衛隊の災害派遣要請や広域応援要請などの災害応急対策の基本的な方針を決定する重要な時期であることから、風水害等が発生した場合、迅速性を最優先として災害情報の収集伝達を行う。

(1) 略

(2) 災対本部が行う情報収集

ア～イ 略

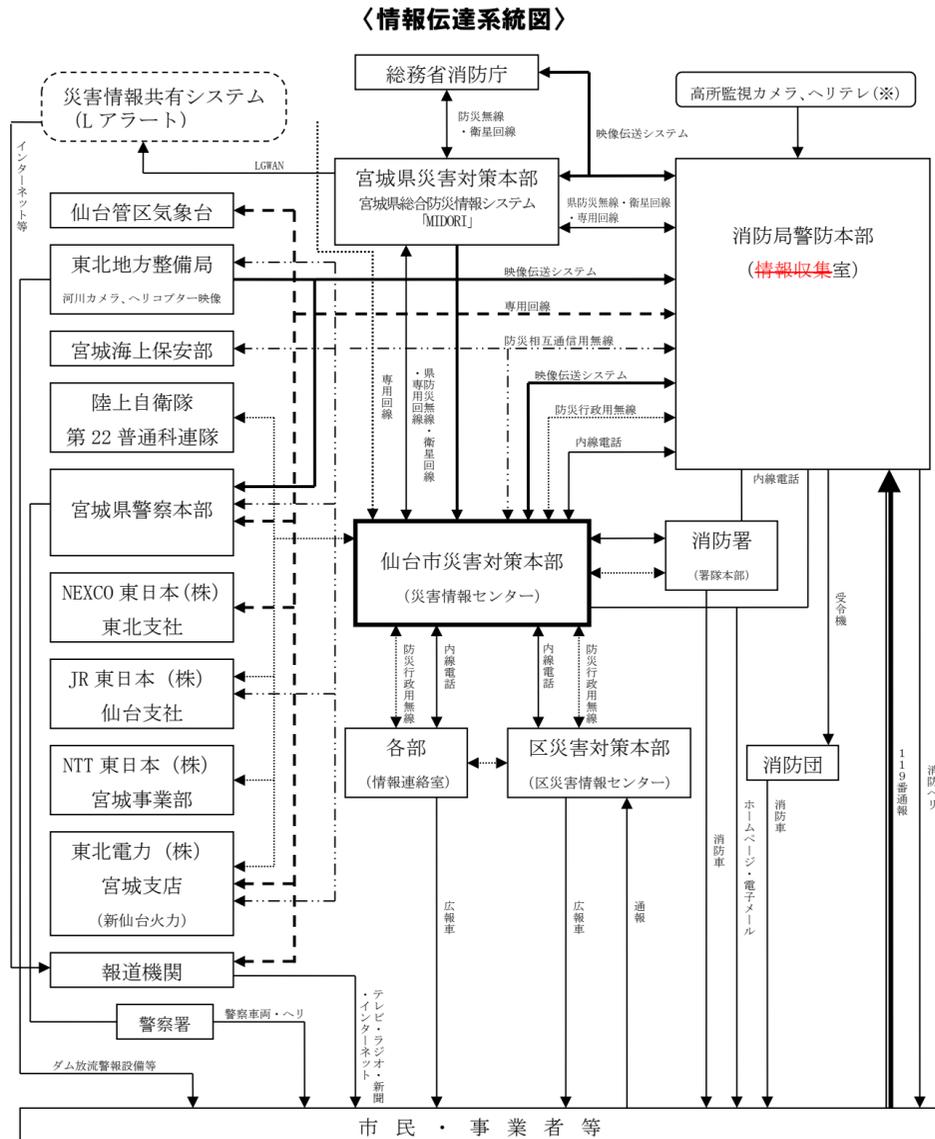
ウ 各種システムによる情報収集

<各種システムを通じて得られる情報>

種 類	内 容
仙台市防災気象情報システム (民間気象情報)  [市内LAN端末] ・市内LAN端末設置各課 公所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観測雨量状況図 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(10分) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の10分雨量及び日積算雨量を表で表示</li> <li>○ 観測雨量日報(正時) 市内18ヶ所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示</li> </ul> <p>※ 仙台、泉ヶ岳、新川 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町出張所、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アメダス情報</li> <li>○ レーダーアメダス合成図</li> <li>○ 台風情報</li> <li>○ ひまわり衛星画像</li> <li>○ 気象等注意報・警報</li> <li>○ 実況天気図</li> <li>○ 予想天気図</li> <li>○ 短期・週間予報</li> <li>○ 気象レーダー情報</li> <li>○ 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</li> <li>○ 落雷情報</li> </ul>

風水害等 災害対策 編 P64	<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所 4 階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報 (気象特別警報・警報・注意報・防災情報)</li> <li>○ 指定河川洪水予報発表文</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照、風速等</li> </ul> </li> <li>○ 河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報 県内 189 ヲ所 (うち仙台市域 23 ヲ所) の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 174 ヲ所 (うち仙台市域で名取川 3 ヲ所、広瀬川 5 ヲ所、七北田川 5 ヲ所、梅田川 2 ヲ所、高野川 1 ヲ所、大倉川 1 ヲ所) の水位を観測</li> </ul> </li> </ul>		<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所 4 階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災気象情報 (気象特別警報・警報・注意報・防災情報)</li> <li>○ 指定河川洪水予報発表文</li> <li>○ 土砂災害警戒情報</li> <li>○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照、風速等</li> </ul> </li> <li>○ 河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報 県内 187 ヲ所 (うち仙台市域 23 ヲ所) の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 187 ヲ所 (うち仙台市域で名取川 3 ヲ所、広瀬川 5 ヲ所、七北田川 5 ヲ所、梅田川 2 ヲ所、高野川 1 ヲ所、大倉川 1 ヲ所) の水位を観測</li> </ul> </li> </ul>		時点更新
	宮城県土砂災害警戒情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報</li> <li>○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布</li> </ul> <p>※県内 5km 四方格子 (降雨の状況: 1km メッシュ、土砂災害危険度の分布: 5km メッシュ) 区分、現状、1・2・3 時間後予測</p>	宮城県土砂災害警戒情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報</li> <li>○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布</li> </ul> <p>※県内 5km 四方格子 (降雨の状況: 1km メッシュ、土砂災害危険度の分布: 5km メッシュ) 区分、現状、1・2・3 時間後予測</p>			
	市町村向け『川の防災情報』	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風情報</li> <li>○ レーダー雨量情報</li> <li>○ テレメータ雨量情報</li> <li>○ テレメータ水位情報</li> <li>○ ダム関係情報</li> <li>○ 水質情報</li> <li>○ 海岸情報</li> <li>○ 警報等関連情報</li> </ul>	市町村向け『川の防災情報』	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 台風情報</li> <li>○ レーダー雨量情報</li> <li>○ テレメータ雨量情報</li> <li>○ テレメータ水位情報</li> <li>○ ダム関係情報</li> <li>○ 水質情報</li> <li>○ 海岸情報</li> <li>○ 警報等関連情報</li> </ul>			
	<p>[システム管理機関] ・国土交通省水管理・国土保全局</p> <p>[情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 (指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川課)</p>	<p>[システム管理機関] ・国土交通省水管理・国土保全局</p> <p>[情報閲覧可能機関] ・危機管理室 ・消防局 (指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川課)</p>					
	<p><a href="#">防災情報提供システム</a> [システム管理機関] ・<a href="#">気象庁</a> [情報閲覧可能機関] ・<a href="#">危機管理室</a> ・<a href="#">消防局</a> ・<a href="#">水道局(総務課)</a> ・<a href="#">交通局(運転課)</a> ・<a href="#">教育委員会(教育指導課)</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <a href="#">気象特別警報・警報・注意報</a></li> <li>○ <a href="#">危険度分布</a></li> <li>○ <a href="#">台風情報</a></li> <li>○ <a href="#">警報級の可能性</a></li> <li>○ <a href="#">気象情報</a></li> <li>○ <a href="#">指定河川洪水予報</a></li> <li>○ <a href="#">土砂災害警戒情報</a></li> <li>○ <a href="#">気象衛星画像</a></li> <li>○ <a href="#">天気図</a></li> <li>○ <a href="#">レーダー・降水ナウキャスト</a></li> <li>○ <a href="#">竜巻発生確度ナウキャスト</a></li> </ul>		防災情報提供システムの追加			

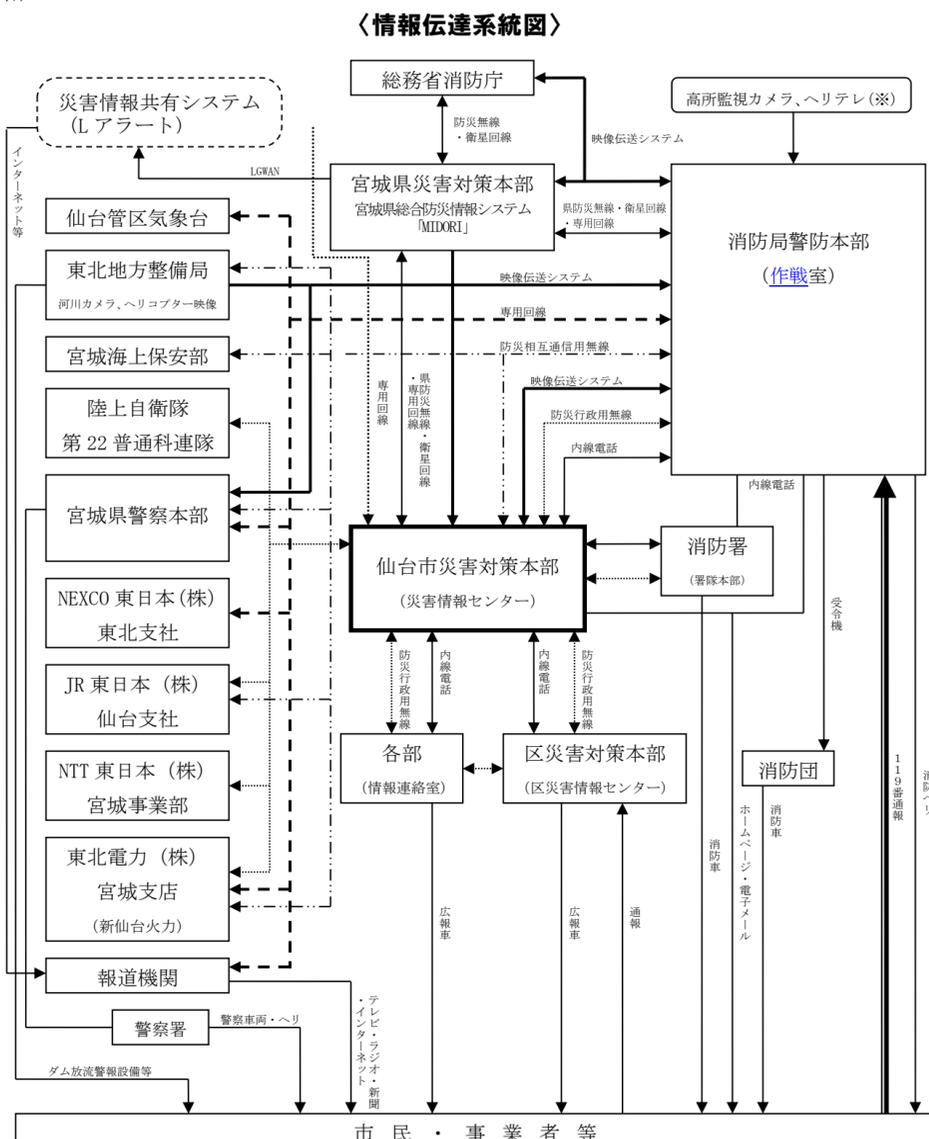
(3) 情報連絡体制  
(中略)



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

- [雷ナウキャスト](#)
- [天気予報・週間天気予報](#)
- [潮位情報](#)
- [気象観測値（雨量、風向・風速、降雪量等）](#)

(3) 情報連絡体制  
(中略)



※ ヘリテレ：「ヘリコプターテレビ電送システム」

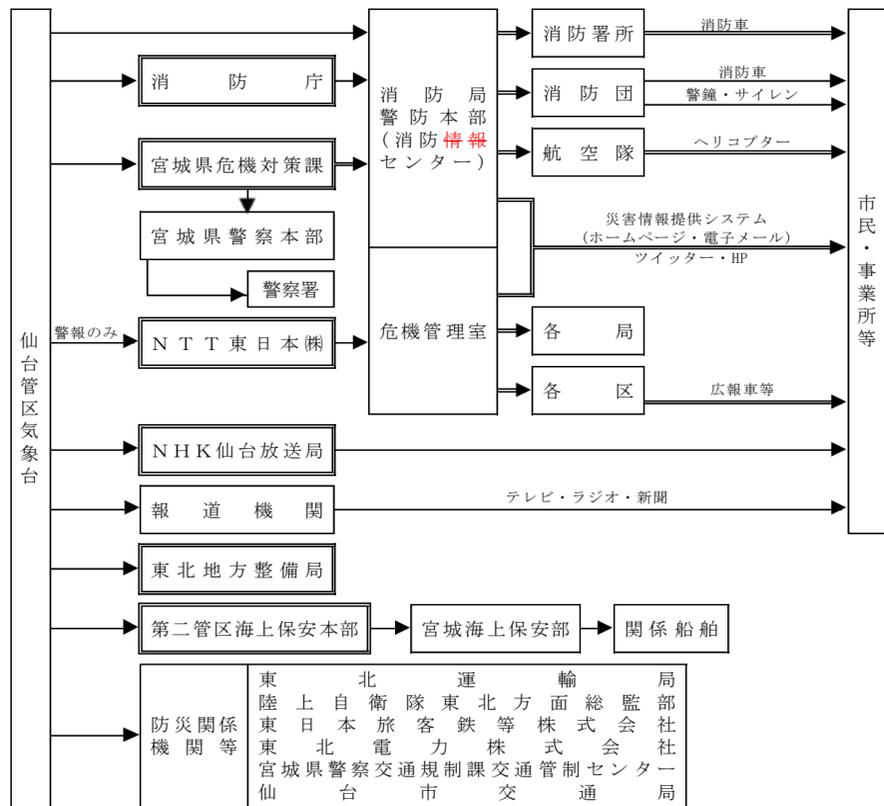
名称の変更

2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報

気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。  
 なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。

(資料 4-7「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)

〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉



注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

3. ~6. 略

7. 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第 27 条に基づき、宮城県知事が周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。

なお、伝達系統は第 7 節 2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。

(1) 土砂災害警戒情報の概要

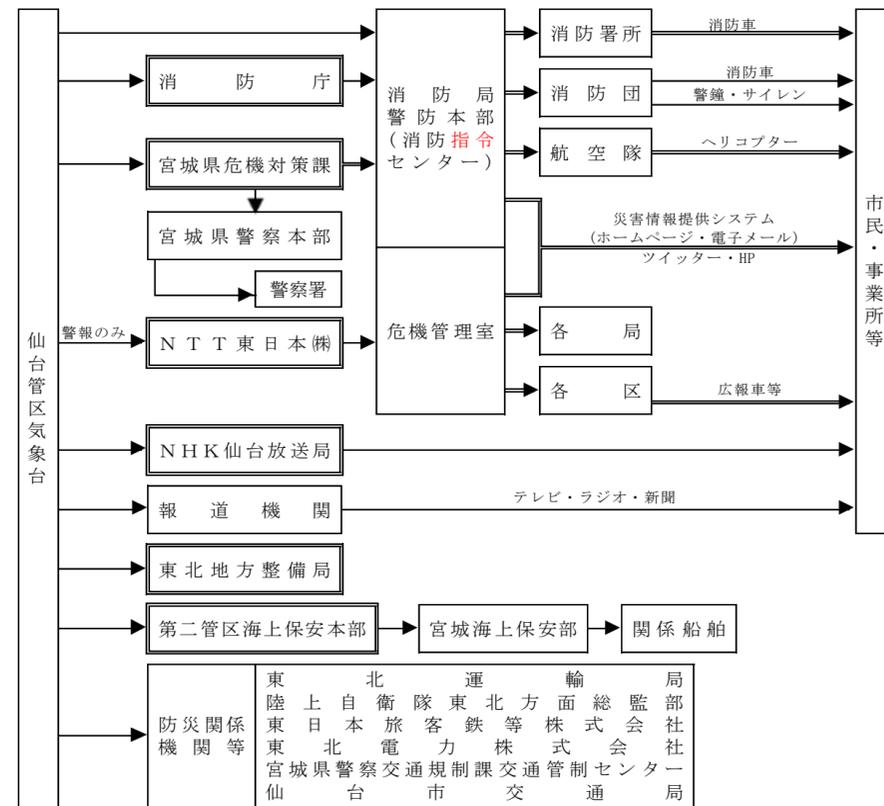
宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、~~大雨特別警報または大雨警報発表中に、~~大雨により

2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報

気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。  
 なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。

(資料 4-7「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)

〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉



注) 二重枠の機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

3. ~6. 略

7. 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第 27 条に基づき、宮城県知事が周知を行う土砂災害警戒情報の区域は次のとおりである。

なお、伝達系統は第 7 節 2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報に定めるところによる。

(1) 土砂災害警戒情報の概要

宮城県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、大雨警報が発表されている状況で、大雨により

名称の変更

表現の修正

風水害等  
災害対策  
編  
P72

より土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村（仙台市は東西に分割した地域）ごとに発表される。

(2) 略

8. 要配慮者利用施設等への情報伝達

水防法第 15 条及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第 8 条に基づき、要配慮者利用施設等への情報伝達を行う。

(1) 水防法第 15 条に基づく情報伝達

地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。なお、伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。

ア 対象施設

対象区分	定義
地下街等	建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定される施設のうち、同令別表 1 の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)イ、(6)、(9)イ、(16)イに掲げる用途に供される施設。
要配慮者利用施設	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、特別支援学校
大規模な工場その他の施設	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が 1 万㎡以上のもの。

(資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)

イ 略

(2) 土砂災害防止法第 8 条に定める施設への情報伝達

要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。

ア 対象施設

土砂災害防止法第 8 条に定める施設とは、防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる次に定める施設とする。

対象区分	定義

風水害等  
災害対策  
編  
P73

土砂災害発生の危険度が高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村（仙台市は東西に分割した地域）ごとに発表される。

(2) 略

8. 要配慮者利用施設等への情報伝達

水防法第 15 条及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」第 8 条に基づき、要配慮者利用施設等への情報伝達を行う。

(1) 水防法第 15 条に基づく情報伝達

地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。なお、伝達系統は仙台市水防計画に定めるところによる。

ア 対象施設

対象区分	定義
地下街等	建築物の地階部分の用途が、 <u>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</u> <u>イ 地下街</u> <u>ロ 地下施設（消防法第 8 条第 1 項に基づく防火対象物）</u> <u>主な用途としては、</u> <u>劇場・映画館等、遊技場等、飲食店等、百貨店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、蒸気浴場等の不特定多数の者が利用する施設（複合用途を含む。）</u> <u>ハ 地下駅舎</u>
要配慮者利用施設	次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、 <u>小学校、中学校</u> 、特別支援学校
大規模な工場その他の施設	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が 1 万㎡以上のもの。

(資料 6-2「水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)

イ 略

(2) 土砂災害防止法第 8 条に定める施設への情報伝達

要配慮者利用施設への情報伝達を以下のとおり行う。なお、伝達系統は仙台市水防計画に定めるところを準用する。

ア 対象施設

土砂災害防止法第 8 条に定める施設とは、防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる次に定める施設とする。

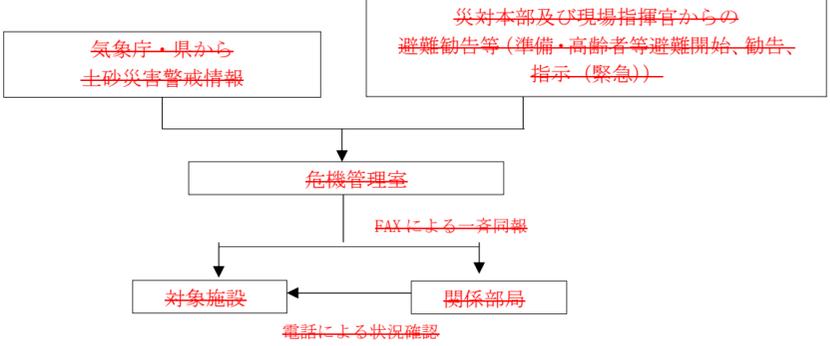
対象区分	定義

平易な表現へ  
変更

地下駅舎の追  
加

小学校、中学校  
の追加

表現の修正

	<p>要配慮者利用施設 次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、特別支援学校、<del>学校</del></p> <p>(資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)</p> <p>イ 略 <del>ウー伝達系統</del></p> 	<p>要配慮者利用施設 次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。 ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等 ハ 幼稚園、<u>小学校、中学校</u>、特別支援学校</p> <p>(資料 6-3「土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の施設の一覧」参照)</p> <p>イ 略 削除</p>	<p>表現の修正</p> <p>伝達系統の削除</p>
<p>風水害等災害対策編 P156 第 1 部 第 2 章 第 22 節 応援協力要請（受援）計画</p>	<p>(被害が甚大である場合) 〔災対本部事務局、各部、区本部〕</p> <p>大規模な風水害の発生により被害が広域に及ぶ場合などには、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる。 こうした大規模な災害への対処には、県や他の自治体、関係機関と日常的に培ってきた顔の見える関係を生かして、共に災害対応を行う必要があり、こうした手順について定めるものである。</p>	<p>(被害が甚大である場合) 〔災対本部事務局、各部、区本部〕</p> <p>大規模な風水害の発生により被害が広域に及ぶ場合などには、本市の有する災害対応能力を超え、マンパワーをはじめとした様々な対応に不足が生じる。 こうした大規模な災害への対処には、県や他の自治体、関係機関と日常的に培ってきた顔の見える関係を生かして、共に災害対応を行う必要があり、こうした手順について定めるものである。 <a href="#">なお、詳細については、「仙台市災害時応援計画」及び「仙台市災害時受援計画」に定めるところによる。</a></p>	<p>記述の追加</p>
<p>風水害等災害対策編 P180 第 1 部 第 2 章 第 27 節 電力施設災害応急計画</p>	<p>6. 応急工事 (1)～(2) 略 (3) 災害時における安全衛生 作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p>&lt;東北電力株式会社非常災害連絡系統図&gt;</p>  <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<p>6. 応急工事 (1)～(2) 略 (3) 災害時における安全衛生 作業は、通常作業に比し悪条件の下で行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。</p> <p>&lt;東北電力株式会社非常災害連絡系統図&gt;</p>  <p>※ 新仙台火力発電所の災害復旧は、本店災害対策本部、発電所災害対策本部で対応する。</p>	<p>事業所名の変更</p>

<p>風水害等 災害対策 編 P199 第1部 第2章 第35節 民生安定 のための 緊急措置 に関する 計画</p>	<p><b>2. 農業対策</b> 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p><b>2. 農業対策</b> 農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関・団体等と連携の下、農作物等及び農業用施設関係の被害把握、被害情報収集に努め、農道、農業用排水路施設、ため池等の安全性の点検、応急復旧を実施する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 農業用施設（防災重点ため池及び点検対象ため池）</u> 大雨時において、防災重点ため池施設について水位監視を行うほか、以下の点検対象ため池施設と合わせて被害状況の把握を適宜行う。 <u>&lt;防災重点ため池&gt;</u></p> <table border="1" data-bbox="1569 619 2312 832"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>愛子ため池（月山池）</u></td> <td>経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td><u>斉勝沼ため池（サイカチ沼）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>銅谷ため池（銅谷堤）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新釜の沢ため池</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>住吉台第5号ため池</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>&lt;点検対象ため池&gt;</u></p> <table border="1" data-bbox="1569 903 2312 1046"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>白木堤ため池</u></td> <td>経済局農林土木課</td> </tr> <tr> <td><u>将監ため池</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>寿連原ため池</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(5) 略</p>	名称	管理主体	<u>愛子ため池（月山池）</u>	経済局農林土木課	<u>斉勝沼ため池（サイカチ沼）</u>		<u>銅谷ため池（銅谷堤）</u>		<u>新釜の沢ため池</u>		<u>住吉台第5号ため池</u>		名称	管理主体	<u>白木堤ため池</u>	経済局農林土木課	<u>将監ため池</u>		<u>寿連原ため池</u>		<p>農業用施設の追加</p>
名称	管理主体																						
<u>愛子ため池（月山池）</u>	経済局農林土木課																						
<u>斉勝沼ため池（サイカチ沼）</u>																							
<u>銅谷ため池（銅谷堤）</u>																							
<u>新釜の沢ため池</u>																							
<u>住吉台第5号ため池</u>																							
名称	管理主体																						
<u>白木堤ため池</u>	経済局農林土木課																						
<u>将監ため池</u>																							
<u>寿連原ため池</u>																							
<p>風水害等 災害対策 編 P243 第2部 第2章 第4節 鉄道災害 対策</p>	<p><b>第3-1 各鉄道事業者の鉄道災害対策： 仙台市高速鉄道南北線・東西線</b></p> <p><b>3. 災害の応急対策</b> (1)～(3) 略</p>	<p><b>第3-1 各鉄道事業者の鉄道災害対策： 仙台市高速鉄道南北線・東西線</b></p> <p><b>3. 災害の応急対策</b> (1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 運行休止時の対応</u> ア <u>列車の運行休止の事態が生じた場合は、復旧作業に全力を挙げるとともに、状況に応じて区間運転やバス振替輸送等の輸送の確保を図る。</u> イ <u>運行情報をホームページや報道機関等を通じて市民や利用者へ広報を図る。</u></p>	<p>記述の追加</p>																				